

議案第1号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のことについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第4号）

専決第1号

専 決 処 分 書

平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

平成28年度さいたま市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成28年度さいたま市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度さいたま市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	16,018,048	139,858	16,157,906
第3項 特別利益	2	139,858	139,860

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	16,018,048	139,858	16,157,906
第3項 特別損失	2	139,858	139,860